

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金9円とし、配当総額は1,174,801,590円といたしたいと存じます。

また、中間配当金として11円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役橋本 清、秋山 智、齋藤 康及び内村廣志の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また取締役大島浩司及び君塚一郎の両氏は本総会終結の時をもって取締役を辞任されます。

当行は経営管理態勢の強化を目的といたしまして社外取締役を1名増員することとし、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	橋本 清 再任	取締役副頭取（代表取締役）
2	秋山 智 再任	取締役常務執行役員
3	藤崎 一 男 新任	常務執行役員
4	佐藤 聖 治 新任	常務執行役員
5	齋藤 康 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）
6	内村 廣 志 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）
7	戸部 知 子 新任 社外 独立	—

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役候補者

候補者番号

1

はしもと
橋本

きよし
清

(1957年11月27日生)

再任

所有する当行の株式数
18,200株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 5月 当行入行
2010年 6月 同取締役融資第一部長
2013年 6月 同常務取締役
2016年 6月 同専務取締役専務執行役員
2018年 6月 同取締役副頭取（現任）
リスク管理部、お客様相談室、秘書室担当

取締役候補者とした理由

実務支店長、営業企画部長等を歴任したほか、2010年6月より取締役を、2018年6月からは取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

あきやま
秋山

さとる
智

(1964年3月4日生)

再任

所有する当行の株式数
18,915株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年 5月 当行入行
2013年 6月 同柏支店長
2015年 6月 同取締役船橋支店長
2016年 6月 同執行役員船橋支店長
2017年 6月 同常務執行役員
2018年 6月 同取締役常務執行役員（現任）
融資部担当

取締役候補者とした理由

柏支店長、取締役船橋支店長、常務執行役員等を歴任したほか、2018年6月より取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

ふじさき

藤崎

かずお

一男

(1963年7月21日生)

新任

所有する当行の株式数
10,700株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年 5月 当行入行
2007年 4月 同リスク管理部リスク管理グループリーダー
2014年 6月 同経営企画部長兼経営企画グループリーダー
2016年 6月 同執行役員総務部長
2019年 6月 同常務執行役員（現任）
資金証券部、総務部担当

取締役候補者とした理由

経営企画部長、執行役員総務部長、常務執行役員等を歴任して培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

さとう

佐藤

せいじ

聖治

(1964年8月4日生)

新任

所有する当行の株式数
18,500株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 5月 当行入行
2005年 6月 同秘書室秘書役
2015年 6月 同浦安支店長
2016年 6月 同執行役員浦安支店長
2017年 6月 同執行役員船橋支店長
2019年 6月 同常務執行役員（現任）
事務部、システム部、事務集中部担当

取締役候補者とした理由

執行役員浦安支店長、執行役員船橋支店長、常務執行役員等を歴任して培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

さいとう

齋藤

やすし

康

(1942年6月3日生)

再任

社外

独立

所有する当行の株式数
0株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年 2月	千葉大学助手
1984年 2月	同講師
1993年12月	山形大学教授
1995年 5月	千葉大学教授
2005年 4月	国立大学法人千葉大学医学部附属病院長
2007年 4月	国立大学法人千葉大学理事・副学長
2008年 4月	同学長
2014年 4月	千葉市病院事業管理者
2014年 6月	当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

大学教授として長年培ってきた豊富な知識と学校経営の経験を有しており、引き続き当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2020年3月まで病院事業管理者を務めておられた千葉市と当行の間には融資取引がありますが、2019年度の取引額は、当行連結業務粗利益の1%未満です。また、同氏が2014年3月まで学長を務めておられた国立大学法人千葉大学へ研究支援目的で寄付を行っておりますが、2019年度の取引額は、同大学収入の1%未満であり、いずれも独立性に影響を与えるものではありません。

候補者番号

6

うちむら

内村

ひろし

廣志

(1950年4月15日生)

再任

社外

独立

所有する当行の株式数
500株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 4月	大蔵省入省
1993年 7月	同国際金融局調査課長
1999年 7月	金融監督庁 長官官房総務課長
2000年 7月	大蔵省 東海財務局長
2001年 7月	財務省 近畿財務局長
2004年 7月	同関東財務局長
2005年 9月	国土交通省 政策統括官
2006年 7月	一般社団法人第二地方銀行協会 副会長・専務理事
2015年11月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現損害保険ジャパン株式会社） 法務部顧問
2016年 6月	当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

大蔵省に入省し、東海、近畿、関東の各財務局長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を有しており、引き続き当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2015年10月まで副会長・専務理事を務めておられた一般社団法人第二地方銀行協会へ会費等の支払いを行っておりますが、2019年度の取引額は、同協会経常収益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。

候補者番号

7

と べ
戸 部
と も こ
知 子

(1957年1月19日生)

新任

社外

独立

所有する当行の株式数
0株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月	千葉県庁入庁
2013年 4月	同商工労働部経済政策課長
2014年 4月	同商工労働部次長
2015年 4月	同生活安全・有害鳥獣担当部長
2016年 4月	同労働委員会事務局長
2017年 4月	日本赤十字社千葉県支部事務局長

社外取締役候補者とした理由

千葉県商工労働部経済政策課長、商工労働部次長、生活安全・有害鳥獣担当部長、労働委員会事務局長等を歴任したほか、日本赤十字社千葉県支部事務局長を務めるなど、長年培ってきた幅広い知識と豊富な業務経験を有しております。その知識と経験を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2017年3月まで労働委員会事務局長等を務めておられた千葉県と当行の間には融資取引がありますが、2019年度の取引額は、当行連結業務粗利益の1%未満です。また、同氏が2020年3月まで千葉県支部事務局長を務めておられた日本赤十字社と当行の間には融資取引があり、当行から同社へ寄付を行っておりますが、2019年度の取引額は、当行連結業務粗利益の1%未満、同社収入の1%未満です。いずれも独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齋藤 康、内村廣志及び戸部知子の3氏は社外取締役候補者であります。
なお当行は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の責任限定契約について
齋藤 康、内村廣志及び戸部知子の3氏が選任された場合、当行は3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案**監査役2名選任の件**

監査役深山正嗣及び重田雅行の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位
1	<small>ひえ だ かず ひろ</small> 稗 田 一 浩 新任	リスク管理部長
2	<small>いわ はら じゅん いち</small> 岩 原 淳 一 新任 社外 独立	—

新任 新任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

監査役候補者

候補者番号

1

ひえだ

稗田

かずひろ

一浩

(1961年2月27日生)

新任

所有する当行の株式数
5,000株

略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

1984年 5月	当行入行
2002年 2月	同富津支店長
2011年 6月	同本町支店長
2013年 6月	同個人融資部長
2014年 6月	同監査部長
2018年 6月	同リスク管理部長（現任）

監査役候補者とした理由

個人融資部長、監査部長、リスク管理部長等を歴任して培った幅広い知識と豊富な業務経験を有しております。その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して監査役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

候補者番号

2

いわはら

岩原

じゅんいち

淳一

(1946年9月20日生)

新任

社外

独立

所有する当行の株式数

0株

略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

1969年 9月	宮坂公認会計士事務所入所
1970年 4月	監査法人第一監査事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1973年 4月	公認会計士登録
1988年 1月	センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員
2011年 7月	岩原公認会計士事務所設立（現任）

社外監査役候補者とした理由

公認会計士として長年培ってきた財務及び会計に関する幅広い専門知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を当行の経営に活かしていただくことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して社外監査役候補者いたしました。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2011年6月までコンプライアンス室長等を務めておられた新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）へ会計監査報酬等の支払いを行っておりますが、2019年度の取引額は、同法人収入の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩原淳一氏は社外監査役候補者であります。
なお当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者の責任限定契約について
岩原淳一氏が選任された場合、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

〈ご参考〉 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。
 - (1) 上記1から4までに該当する者。
 - (2) 当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。

（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。

（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。

（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。

（注6）二親等内の親族。